

提案の中で「災害協定を結ぶことができる」と記載の無い事業者との契約の場合には、本協定書は、契約書に入れません。

災害時における飲料の提供・調達に関する協定書（案）

三芳町水道事業（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）は、風水害・地震等の緊急時に必要な飲料の提供及び調達に関し、次のとおり協定する。

（飲料の提供）

第1条 甲は、三芳町内で震度5弱以上の地震または風水害等により大規模災害が発生した場合等において、飲料の提供が必要となるときは、乙に対して次の事項について、協力を要請することができる。

- (1) 災害発生時において、乙の設置した災害対応型自動販売機の機内在庫飲料
- 2 前項の機内在庫飲料を提供できる状態への設定は、甲が行うものとする。
- 3 第1項の要請は文書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、文章をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、その後すみやかに文章を交付するものとする。

（飲料の調達）

第2条 甲は、三芳町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、飲料の調達の必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する飲料の供給を要請することができる。

- 2 前項の要請は文書（様式第2号）をもって行うものとする。ただし、文章をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、その後すみやかに文章を交付するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲の要請を受けたときは、特別の理由がない限り、他の業務に優先して甲に協力するものとする。

（費用負担）

第4条 第1条第1項に定める飲料の提供により発生した費用は、乙の負担とする。

- 2 第2条第1項に定める飲料の調達に要した費用は、引き渡しまでの運賃を含む災害発生直前時における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準として、甲、乙協議して定める。

（運搬）

第5条 飲料の運搬は、甲乙相互に協力し、第1条第1項に定める場合にあっては甲が、第2条第1項に定める場合にあっては乙が、これを行うものとする。

（不可抗力等）

第6条 甲は災害発時における飲料提供である事を鑑み、乙が不可抗力等に

提案の中で「災害協定を結ぶことができる」と記載の無い事業者との契約の場合には、本協定書は、契約書に入れません。

より、第1条、第2条、第3条及び第5条に定める乙の義務を履行できない場合であっても、乙はその責任を負わないものとする。

(代金の支払い)

第7条 甲が第2条第1項の規定に基づき引き取った飲料の代金は、引き取り後、すみやかに支払うものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては上下水道課長、乙においては●●●●長とする。

(協定の期間)

第9条 協定期間は賃貸借期間と同一とし、3年間とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定める。

令和　　年　　月　　日

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1047番地1
甲 三芳町水道事業
三芳町長 林伊佐雄 印

住所
乙
氏名 印

提案の中で「災害協定を結ぶことができる」と記載の無い事業者との契約の場合には、本協定書は、契約書に入れません。

様式第1号

〇〇〇第 号
令和 年 月 日

●●● 様

三芳町水道事業
三芳町長 林 伊佐雄

災害時における飲料の提供について（依頼）

標記の件について、災害時における飲料の提供・調達に関する協定第1条の規定に基づき、下記のとおり要請いたします。

記

1 自動販売機設置箇所

(1) 財産名称

(2) 所在地

(3) 貸付箇所

2 災害対策本部設置日

令和 年 月 日 午前・午後 時 分

3 電話要請日時

令和 年 月 日 午前・午後 時 分

4 担当課

三芳町上下水道課

氏名 電話

5 対応者

6 その他

提案の中で「災害協定を結ぶことができる」と記載の無い事業者との契約の場合には、本協定書は、契約書に入れません。

様式第2号

〇〇〇第 号
令和 年 月 日

●●● 様

三芳町水道事業
三芳町長 林 伊佐雄

災害時における飲料の調達について（依頼）

標記の件について、災害時における飲料の提供・調達に関する協定第2条の協定に基づき、下記のとおり要請いたします。

記

1 飲料の種類及び数量

2 飲料搬入希望日時

令和 年 月 日 午前・午後 時 分

3 飲料搬入場所

4 災害対策本部設置日

令和 年 月 日 午前・午後 時 分

5 電話要請日時

令和 年 月 日 午前・午後 時 分

6 担当課

三芳町上下水道課

氏名 電話

7 対応者

8 その他